

別添1

低年齢児保育促進事業実施要綱

(趣旨)

第1 低年齢児の受入に積極的に取り組む保育所等において、低年齢児の心身発達の特性に応じた保育を安定的に実施できるよう、担当する保育士等を確保し、低年齢児の受入の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、市町村（政令指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とする。

(事業の内容)

第3

1 一歳児担当保育士雇用費

保育所等において、児童福祉法施行条例（平成24年埼玉県条例第68号。以下、「条例」という。）に規定する保育士等配置基準のうち、一歳児担当保育士等について、子ども・子育て支援法第19条1項第3号認定（以下、「3号認定」という。）の一歳児4人につき1人の割合で配置し、一歳児入所の需要等に対応すること。

なお、本事業は、昭和58年1月21日埼玉県児童福祉審議会答申「埼玉県における今後の保育行政の在り方について」に基づき、3号認定の一歳児4人に対し保育士等1人を配置することにより、一歳児の心身発達の特性に応じた保育の実施を図るものである。

2 乳児途中入所促進事業

前年度3月1日現在に比して当該年度当初(4～6月)の各月初日の3号認定の乳児が減少する保育所等において、年度当初にあらかじめ乳児担当保育士等を確保し、年度途中入所の需要等に対応すること。

(事業の実施手続)

第4

1 市町村の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について知事に十分協議を行うものとする。

2 この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(費用)

第5

1 市町村は、本事業を実施するために必要な経費を実施保育所等に支弁すること。

2 市町村が実施する事業に対して、県は別に定めるところにより補助するものとする。

(留意事項)

第6 第3の2の事業を行うに当たっては、当該保育所等の4～6月の各月初日の乳児担当保育士等数が条例に規定する保育士等数に足りているものであること。